

## 北九州市子ども読書活動推進条例（案）要綱

### 1 条例制定の必要性について

#### ①子どもの成長にとって読書活動は重要な意義を持つこと

子どもにとって、読書活動は、大人になるために必要な「人を思いやる心」、「将来への希望」、「学習習慣」、「社会的知識」、「市民としての公共性」、そして、人生において直面する様々な課題を解決するための「生きる力」を身につける手段として重要な意義を持っている。

#### ②本市における子ども読書活動の推進は、一定の成果は挙げているものの、さらなる施策の充実が求められること

本市では、これまで二次にわたる計画を実施した結果、子ども読書活動の推進については、一定の成果を上げてきた。しかし、スローガンである「読書好きな子ども日本一」を名実ともに現実のものとするためには、未だ多くの課題が残されている。

まず、子ども読書活動について、計画の立案・推進・評価を行う体制（P D C A）が十分には確立されていない。加えて、学校での読書活動を支援する仕組みづくり、公共図書館等での幅広い子ども読書サービスの提供体制の整備等の具体的な施策も改善する必要がある。

#### ③子どもの読書活動の推進は本市の教育における課題の解決に役立つこと

本市の教育における課題として、全国平均に届かない学力の向上、いじめや不登校の解消、経済的な困難を抱える子どもたちの教育環境の整備が挙げられる。

子どもの読書活動は、基礎学力の向上や思いやりの心を育てることに役立ち、また、図書館の無償利用が法律によって保障されることから、利用者の経済的な負担を伴わずに推進することができる。

よって、子どもの読書活動の推進は、本市の教育における諸課題の解決に有効であると考えられる。

#### ④平成27年度は子ども読書プランの改正時期であること

平成27年度は、子どもの読書活動の推進について、これまでの取り組みの総括と必要な施策の検討を行い、新たな子ども読書プランを策定する年度である。

#### ⑤理念や基本方針だけではなく重要な施策も条例で規定することが望ましいこと

従来の議員立法においては、条例の規定は理念や基本方針の提示に留め、具体的な施策の内容は執行機関の決定に委ねる方法が採られてきた。しかし、施策の中でも重要なものについては必要に応じて、議会が決定し、条例に盛り込んでいくことが望ましいと考えられる。

## 2 条例の項目について

### 前文

子ども時代の読書活動は、子どもが充実した人生を送る上で必要な「考える力」や「感じる力」、「想像する力」、「表現する力」等を身につける上で、極めて重要です。

子ども時代が非常に短く、貴重であることから、そのかけがえのない時期を大切にし、すべての子どもたちが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備する必要があります。

国においては「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年に制定され、その後、同法に基づき、多くの自治体で子ども読書活動推進計画が策定され子どもの読書活動が進められてきました。

北九州市においても、平成18年に策定された「北九州市子ども読書活動推進計画」（第一次計画）及び平成23年に策定された「北九州市子ども読書プラン」（第二次計画）に基づく子どもの読書活動が推進され、一定の成果を上げてきました。

しかし、この間にも、子どもを取り巻く環境は日々変化を続けており、本市においても、幼児期からのコミュニケーション能力の低下、いじめ、不登校、学力の低下等解決すべき多くの課題が山積しています。

これらの課題の解決のためには、子どもたちが自ら考え、表現し、行動しながら様々な課題に向き合い解決していく力を身につけることが必要です。

そこで、私たち北九州市民は、本市の子どもたちが楽しく自主的に読書に親しむことができる環境を整備することにより、子どもたちの「生きる力」を育み、「読書好きな子ども日本一」のまち北九州市を実現するため、本条例を制定します。

#### ◇解説

- ①条例の必要性や目的などを分かりやすく示すため、前文を付すこととします。
- ②子どもの読書活動のための条例であることから、前文だけではなく条例全体を敬体（です、ます調）で記述することも考えられます。

全国的にはいくつかの自治体で敬体による条例が制定されています（例、可児市）が、「敬体では正確な規定が難しい。理念条例以外ではなじまない。」などの指摘もあります。福岡県宗像市では、これらの議論を踏まえて、前文のみ敬体とする子ども基本条例が制定されています。本要綱でも前文だけを敬体としてみました。

## 第一章 総則

### 第1 (目的)

1 この条例は、北九州市における子ども読書活動の推進に関し、基本理念を定め市の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子ども読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、北九州市の子どもの生きる力を育み健やかな成長に資することを目的とする。

#### ◇解説

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下、「子ども読書推進法」）の目的を引用していますが、本市の取り組みに照らして「北九州市の子どもの生きる力を育み」の語句を加えています。

### 第2 (定義)

- 1 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいうものとする。
- 2 この条例において、「子どもの読書活動」とは、子どもが本を読む活動だけではなく、公立図書館における乳幼児からヤングアダルト（おおむね18歳以下）までを対象とするサービスや学校における学校図書館を活用したサービスなどを利用して行う、子ども自身が主体的に読書に関わりを持つ活動全体を意味するものとする。
- 3 この条例において「学校」とは、本市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいうものとする。
- 4 この条例において、学校司書とは、司書資格等を有する職員で、学校図書館の運営及び子ども読書活動の支援を行う者をいうものとする。

#### ◇解説

- ・子ども読書推進法を参照し、「子ども」、「子どもの読書活動」を定義しました。
- ・条例の対象となる「学校」は、私立学校の自律権に配慮して本市立の学校に限定しましたが、私立学校においても本条例を尊重することが期待されます。
- ・「学校図書館司書」については司書資格を有する者を原則としています。

### 第3 (基本理念)

子どもの読書活動は「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである」と同時に、思いやりの心を育み、基礎学力を育てるうえでも重要であることに鑑み、本市のすべての子どもが、あらゆる場所であらゆる機会において、楽しく自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境の整備が積極的に整備されなければならない。

#### ◇解説

子ども読書推進法の基本理念を引用していますが、加えて本市の子どもたちを取り巻く現状に鑑み、いじめ問題に対応する「思いやりの心」と、学力向上にも資するため「基礎学力を育てる」の語句を加えています。

また、子どもの読書活動は「楽しく」自主的に行われるよう求めています。

### 第4 (市の責務)

市は、基本理念にのっとり、「読書好きな子ども日本一」をめざす北九州市の子どもの読書活動の推進に関する必要な施策を実施する責務を有する。

#### ◇解説

本市が、子どもの読書活動の推進における目標として掲げている「読書好きな子ども日本一」を実現することを本市の責務として明記しています。

### 第5 (市民の役割)

市民は、自身が率先して読書に親しむと同時に、子どもが楽しく自主的に読書活動に取り組む機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### ◇解説

市民自らが率先して読書に親しむこととし、子どもたちの読書機会の充実や習慣化について市民が積極的役割を果たすよう求める規定です。

また、子どもの読書活動が強制されるものではなく、あくまでも子どもたちが楽しく進める自主的な活動であることを強調しています。

## 第二章 子ども読書活動推進計画

### 第6 (子どもの読書活動推進計画)

- 1 教育委員会は、子どもの読書活動推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条2項に基づき、市における子どもの読書活動の状況等を踏まえて、市の子ども読書活動推進計画（以下「市推進計画」という。）を策定しなければならないものとする。
- 2 市推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 子どもの読書活動推進のための基本方針及び基本目標
  - (2) 子どもの読書活動推進のための施策、達成すべき目標値等。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動推進に係る必要な事項

#### ◇解説

本市固有の状況を踏まえて、子ども読書推進法では努力義務となっている推進計画の策定を義務としています。また、同計画には、基本方針・目標や達成すべき目標値等の事項を具体的に定めなければならないこととしています。

### 第7 (意見の聴取等)

- 1 教育委員会は、子どもの読書活動の推進計画を策定しようとするとき及び計画の重要な変更を行おうとするときは、第17に定める北九州市子どもの読書活動推進会議の意見を聴かなければならぬものとする。
- 2 教育委員会は、子どもの読書活動推進計画を策定したとき及び計画の重要な変更を行ったときは、速やかにこれを公表しなければならぬものとする。

#### ◇解説

教育委員会は、推進計画を策定・変更する等の際は、第17で規定する子ども読書活動推進会議の意見を聞くことを義務付けています。併せて、こうした際の速やかな公表義務を明記しています。

### 第8 (進捗管理)

教育委員会は、市推進計画の具体化にむけた事業の実施状況、予定等を、毎年度、  
b 第17に規定する北九州市子どもの読書活動推進会議に報告し、点検、評価を受けなければならないものとする。

#### ◇解説

事業の進捗管理については、教育委員会は、事業の実施状況、予定等を推進会議に毎年度報告し、点検・評価を受けることを義務付けています。これにより推進会議開催の期日や回数の不定期性を解消し、P D C Aサイクルの確立を図ります。

### 第三章 子ども図書館

#### 第9 (子ども図書館の設置)

- 1 子どもの読書活動の推進を統括し、総合的かつ系統的に施策を実施することを目的として、北九州市こども図書館（以下、「子ども図書館」という。）を設置する。
- 2 学校における読書教育全般への指導・助言および学校図書館業務に関する相談・助言、司書教諭や学校図書館司書等の資質向上をはかる研修の実施等、学校における子ども読書活動の充実に資する支援を行うため「学校図書館支援センター」を子ども図書館に設けるものとする。

#### ◇解説

子どもの読書活動の推進を統括し、総合的系統的な施策を実施する拠点として「子ども図書館」を設置することとします。設置場所は、中央図書館内とし、重要な機能の一つとして学校図書館支援センターを置きます。

具体的には、中央図書館内で、勝山こどもと母の図書館（勝山分館）を拡張改裝する等、リノベーションの手法を取り入れて整備し、現在の2倍以上のスペースを確保するとともに、職員研修等、子ども読書活動の中核的施設として整備することも可能だと考えられます。

なお、本条例では、子ども図書館設置の理念及び趣旨を規定し、市立図書館に関する例規の統一を図るため、子ども図書館の設置根拠は既存の「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例」に置くこととします。

#### 第10 (事業)

子ども図書館は、子ども読書活動の充実を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市推進計画に掲げられた子ども図書館の事業
- (2) 子ども読書活動に係る図書、資料及び情報の収集および提供
- (3) 市立図書館における児童サービスの推進と充実
- (4) 地域、家庭等での子ども読書活動の支援
- (5) 学校図書館支援センターに係る事業
- (6) 子ども読書活動に係る市民啓発
- (7) 子ども読書活動の調査研究
- (8) 子ども読書活動推進のための関係団体との連携事業
- (9) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

#### ◇解説

子ども図書館におけるおもな事業を列記しています。

## 第四章 家庭、地域および学校の取り組み

### 第1 1 (家庭での取り組み)

- 1 保護者は、自身が読書に親しみながら、子どもたちが読書への興味や関心を深めていく家庭環境を作ることに努めるものとする。
- 2 市は、前項に規定する家庭環境を充実させるため、家庭読書(家読)・親子読書等の事業を通じた普及・啓発を行うものとする。

#### ◇解説

家庭では、市民・保護者自身が読書に親しみながら、子どもたちの興味や関心を高めるよう環境作りに努力するものとし、市は、家読の推進など、家庭における子ども読書活動の普及啓発を行うものとしました。

### 第1 2 (地域での取り組み)

各図書館、学校、保育所、市民センター、児童館及びN P O・読み聞かせボランティア団体等は、互いに協力して、図書館の積極的な利活用を促進するとともに、児童サービスの充実を図り、地域における子ども読書活動を推進するものとする。

#### ◇解説

地域において、各図書館の活動を中心に、学校や幼稚園・保育所、市民センターや児童館など、子どもの読書活動に係わる幅広い機関・関係者と連携して地域ぐるみの取り組みを推進することとしています。

### 第1 3 (学校の取り組み)

- 1 学校は、子ども読書活動推進のために、次に掲げる施策をおこなうものとする。
  - (1) 子ども読書活動推進の年間指導計画の策定及び実施
  - (2) 学校図書館の常時開館
  - (3) 調べ学習、一斉読書活動等の実施及びその充実
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、校長が必要と認める施策
- 2 特別支援学校等で教育上特別の支援を必要とする児童生徒の読書活動については、十分な配慮をすることとし、他の学校での取り組みと格差を生じさせてはならないものとする。

#### ◇解説

学校の取り組みとして、年間指導計画の作成、学校図書館の常時開館など具体的な施策を例示しています。また、特別支援学校等での読書活動について、特に留意し、他の学校と格差を生じさせてはならないことを規定しています。

## 第14 (連携体制の整備)

市は、家庭や地域、学校等と充分な連携を図るとともに、各図書館をはじめ、漫画ミュージアムや文学館、児童福祉施設や医療機関、各種民間団体等、子どもの読書活動にかかる関係者が緊密に連携し、施策の総合的かつ効果的な推進を図るために必要な体制の整備に努めるものとする。

### ◇解説

家庭、地域、学校等の連携をはかるとともに、子ども読書活動に係る関係機関、また子どもたちの読書活動が求められる施設等、あらゆる場所で行き届いた読書活動が推進できるよう必要な連携体制を市が整備する努力を求めています。

## 第五章 子どもの読書活動推進のための環境整備

### 第15 (学校図書館の環境整備)

- 1 市は、学校図書館の蔵書の充実と学校司書の配置に努めるとともに、学校司書の能力の向上に努めるものとする。
- 2 市は、学校図書館の機能を充実させるため、次に掲げる事業を行うものとする。
  - (1) 蔵書検索のためのデータベースの整備
  - (2) 調べ学習等ができる蔵書や資料の整備
  - (3) 子どもが楽しく読書に親しめる館内環境の整備
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める環境整備事業

### ◇解説

環境整備の促進について、学校では国が定めた学校図書館図書標準冊数を早急に達成するとともに、学校図書館司書の小中学校への配置を求めています。最終的には、有資格の学校図書館司書の全校配置を目指しています。

また、学校図書館が求められている調べ学習に対応するデータベースや蔵書の整備をはじめ楽しく読書のできる環境の充実を求めています。

〔参考〕改正学校図書館法（平成27年4月1日施行）

（学校司書）

第6条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第16 (市立図書館の環境整備)

- 1 市立図書館は、各館での良質な図書の収集・提供に努めるとともに、子ども相談コーナーの設置や調べ学習への対応、ヤングアダルトコーナーの充実など、子どもたちがいつでも読書に親しむことができるよう環境整備を行うものとする。
- 2 市立図書館は、特別な支援を要する子どもへの児童サービスの提供については環境の整備など十分な配慮を行うものとする。

### ◇解説

市立図書館については、図書資料の充実は当然として、児童生徒へのレファレンス・相談窓口の設置や学習への対応、さらに近年充実が求められている中高校生などヤングアダルトを対象としたサービスの充実などに十分な配慮を求めています。

また、特別な配慮を必要とする子どもたちへ障壁のないサービスの提供に努めることとしています。

## 第六章 北九州市子ども読書活動推進会議

### 第17 (北九州市子ども読書活動推進会議)

- 1 子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、教育委員会に北九州市子ども読書活動推進会議(以下、「推進会議」という。)を置くものとする。
- 2 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議するものとする。
  - (1) 子ども読書活動に関すること。
  - (2) 市推進計画に関すること。
  - (3) 市推進条例の見直しに関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関する事項。
- 3 推進会議は、市民、学識経験を有する者及び関係する行政機関の職員のうちから市長が任命する委員20名以内をもって組織するものとする。
- 4 推進会議は、子どもの読書活動について子ども自身が学び、主体的にかかわり意見を表明する機会を設けるため、子どもの意見を直接聞く場を設けることができるものとする。
- 5 推進会議は、前号のほかに専門的な事項を審議するため必要があると認めるときは部会を置くことができるものとする。
- 6 前各項に掲げるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は教育委員会が定めるものとする。

◇解説

- ・子ども読書活動推進会議を、条例上の附属機関として明確に位置付け、本市の子ども読書活動の基本的事項について調査審議することとしています。審議事項は、子ども読書活動に関すること、および市推進計画の関することのほか、市推進条例の見直しに関することも含みます。
- ・推進会議の委員の構成について規定しています。
- ・本条例が子どもの主体的な読書活動を推進することを目的とするものであることから、当事者である子どもの意見を直接聞く場を設けること（例：臨時に子ども部会を置く。）ができるとしています。
- ・より専門的な事項を審議するため必要に応じて部会を置くことができるとしています。

## 第七章 補則

### 第18 (条例の見直し)

- 1 教育委員会は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市の子どもの読書活動がこの条例の趣旨に基づいて推進されているかどうかを評価した上で、この条例の必要な見直しについての検討を行うものとする。
- 2 前項の見直しに当たっては、北九州市子ども読書活動推進会議の意見を聴かなければならぬものとする。

◇解説

本条例に基づく施策の進捗状況や、子どもたちの読書環境の変化などに対応するため、北九州市子ども読書活動推進会議の意見を聴いた上で、本条例について、5年を超えないごとに見直しが必要であるか検討を行うこととしています。

### 第19 (委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が定めるものとする。

◇解説

施行に必要な事項については、教育委員会が規則等で定めることとしています。

## 附則

この条例の施行期日は、規則で定める日からとする。

◇解説

施設整備など数年度にわたる予算措置の必要性などに鑑み、本条例の施行期日については、教育委員会が規則で定めるものとします。